

令和 7 年 1 月 10 日

洞爺湖町議会 令和 7 年 1 月 会議
議案

附 議 案

議 案 番 号

件

名

諮 問 第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第 2 9 号 洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第 3 0 号 洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

議案第 3 1 号 洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第 3 2 号 洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について

議案第 3 3 号 洞爺湖町議会議員及び洞爺湖町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

議案第 3 4 号 洞爺湖町環境基本条例等の一部を改正する等の条例について

議案第 3 5 号 指定管理者の指定について

議案第 3 6 号 令和 7 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 3 号）

議案第 3 7 号 令和 7 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 3 8 号 令和 7 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 3 9 号 令和 7 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 4 0 号 令和 7 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 4 1 号 令和 7 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 4 2 号 令和 7 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所 虻田郡洞爺湖町

氏 名 藤川知子
昭和 年 月 日生

令和7年12月10日提出

洞爺湖町長 下道英明

議案第29号

洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月10日提出

洞爺湖町長 下道英明

洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の230」を「100分の235」に改める。

第2条 洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「議員報酬条例」という。）による改正後の議員報酬条例（以下「第1条改正後議員報酬条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。
(期末手当の内扱)
- 3 第1条改正後議員報酬条例の規定を適用する場合において、第1条の規定による改正前の議員報酬条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第1条改正後議員報酬条例の規定による期末手当の内扱いとみなす。

議案第30号

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月10日提出

洞爺湖町長 下道英明

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の230」を「100分の235」に改める。

第2条 洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例（以下「特別職給与条例」という。）による改正後の特別職給与条例（以下「第1条改正後特別職給与条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。
(期末手当の内扱)
- 3 第1条改正後特別職給与条例の規定を適用する場合において、第1条の規定による改正前の特別職給与条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第1条改正後特別職給与条例の規定による期末手当の内扱いとみなす。

議案第31号

洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正について

洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月10日提出

洞爺湖町長 下道英明

洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第2号ウ中「7, 100円」を「7, 300円」に改め、同号エ中「10, 000円」を「10, 400円」に改め、同号オ中「12, 900円」を「13, 500円」に改め、同号カ中「15, 800円」を「16, 600円」に改め、同号キ中「18, 700円」を「19, 700円」に改め、同号ク中「21, 600円」を「22, 800円」に改め、同号ケ中「24, 400円」を「25, 900円」に改め、同号コ中「26, 200円」を「29, 100円」に改め、同号サ中「28, 000円」を「32, 300円」に改め、同号シ中「29, 800円」を「35, 500円」に改め、同号ス中「31, 600円」を「38, 700円」に改める。

第19条の2第1項中「4, 400円」を「4, 700円」に改める。

第21条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同項第6項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に改める。

第24条第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

第2条 洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項第6項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第24条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(洞爺湖町職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。))による改正後の給与条例(次項において「第1条改正後給与条例」という。)の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 給与条例第15条第2項第2号、第19条の2第1項及び別表第1の改正規定 令和7年4月1日
 - (2) 給与条例第21条第2項及び第6項並びに第24条第2項の改正規定 令和7年12月1日
- 3 第1条改正後給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 債	俸給月額						
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500

	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300		
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600		
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800		
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000		
	78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300		
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600		
	80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800		
	81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000		
	82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300		
	83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600		
	84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800		
	85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000		
	86	266,200	305,800	355,700				
	87	266,500	306,100	356,100				

	88	266,800	306,400	356,500				
	89	267,100	306,700	356,700				
	90	267,400	307,000	357,100				
	91	267,700	307,300	357,500				
	92	268,000	307,600	357,900				
	93	268,300	307,800	358,100				
	94		308,000	358,400				
	95		308,300	358,800				
	96		308,700	359,100				
	97		308,900	359,400				
	98		309,200	359,800				
	99		309,500	360,200				
	100		309,900	360,600				
	101		310,100	361,100				
	102		310,400	361,500				
	103		310,700	361,900				
	104		311,000	362,300				
	105		311,200	362,800				
	106		311,500	363,200				
	107		311,800	363,500				
	108		312,100	363,800				
	109		312,300	364,200				
	110		312,600					
	111		313,000					
	112		313,300					
	113		313,500					
	114		313,700					
	115		314,000					
	116		314,400					
	117		314,600					
	118		314,800					
	119		315,100					
	120		315,400					
	121		315,700					
	122		315,900					
	123		316,200					
	124		316,500					
	125		316,800					
定年 前再任用 短時間勤務職員		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800

議案第32号

洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について

洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月10日提出

洞爺湖町長 下道英明

洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年洞爺湖町条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の改正規定（洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例（以下「給与等条例」という。）による改正後の給与等条例（次項において「改正後給与等条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(給与の内払)
3 改正後給与等条例の規定を適用する場合においては、この規定による改正前の給与等条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

別表（第4条関係）
会計年度任用職員給料表

職務の級	1級				
	号俸	給料月額	号俸	給料月額	号俸
	円		円		円
1	195,800	32	240,900	63	259,300
2	196,900	33	242,000	64	259,600
3	198,100	34	242,900	65	259,900
4	199,200	35	243,800	66	260,200
5	200,300	36	244,800	67	260,500
6	202,000	37	245,800	68	260,800
7	203,600	38	246,700	69	261,100
8	205,200	39	247,600	70	261,400
9	206,700	40	248,400	71	261,700
10	208,400	41	249,200	72	262,000
11	210,000	42	249,900	73	262,300
12	211,600	43	250,500	74	262,600
13	213,100	44	251,100	75	262,900
14	214,800	45	251,800	76	263,200
15	216,500	46	252,400	77	263,500
16	218,200	47	253,000	78	263,800
17	219,400	48	253,600	79	264,100
18	221,000	49	254,100	80	264,400
19	222,600	50	254,700	81	264,700
20	224,100	51	255,300	82	265,000
21	225,600	52	255,800	83	265,300
22	227,200	53	256,200	84	265,600
23	228,800	54	256,600	85	265,900
24	230,400	55	256,900	86	266,200
25	232,000	56	257,200	87	266,500
26	233,700	57	257,500	88	266,800
27	235,000	58	257,800	89	267,100
28	236,300	59	258,100	90	267,400
29	237,600	60	258,400	91	267,700
30	238,700	61	258,700	92	268,000
31	239,800	62	259,000	93	268,300

議案第33号

洞爺湖町議会議員及び洞爺湖町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

洞爺湖町議会議員及び洞爺湖町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月10日提出

洞爺湖町長 下道英明

洞爺湖町議会議員及び洞爺湖町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

洞爺湖町議会議員及び洞爺湖町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和3年洞爺湖町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の規定は、この条例の公布の日以後初めてその期日を告示される選挙から適用する。

議案第34号

洞爺湖町環境基本条例等の一部を改正する等の条例について

洞爺湖町環境基本条例等の一部を改正する等の条例を次のように定める。

令和7年12月10日提出

洞爺湖町長 下道英明

洞爺湖町環境基本条例等の一部を改正する等の条例

(洞爺湖町環境基本条例の一部改正)

第1条 洞爺湖町環境基本条例(平成19年洞爺湖町条例第30号)の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

(所掌事項)

第26条 審議会は町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境の保全及び創造に関する基本的事項
- (2) 廃棄物の減量とリサイクル、適正処理の推進及び手数料等に関する事項
- (3) 公害対策に関する重要な事項
- (4) 前各号に掲げるものほか、法令又は他の条例の規定によりその権限に属された事項

2 審議会は、前各号に掲げるものに関し町長に意見を述べることができる。

第27条第1項中「10人」を「15人」に改め、同条第2項中「2年」を「3年」に改める。

(洞爺湖町公害防止条例の一部改正)

第2条 洞爺湖町公害防止条例(平成18年洞爺湖町条例第121号)の一部を次のように改正する。

目次中「公害対策審議会(第33条—第37条)」を「削除」に改める。

第6章を次のように改める。

第6章 削除
第33条から第37条まで 削除

(洞爺湖町廃棄物減量等推進審議会条例の廃止)

第3条 洞爺湖町廃棄物減量等推進審議会条例（平成18年洞爺湖町条例第116号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年8月1日から施行する。

(準備行為)

2 洞爺湖町環境基本条例第27条第1項の規定による審議会の委員の委嘱に関する必要な行為は、この条例の施行の日前においても、同条の規定の例によりすることができる。

(会議の招集に関する経過措置)

3 この条例の施行の日後、最初に開かれる会議は、洞爺湖町環境基本条例第29条第1項の規定にかかわらず町長が招集する。

議案第35号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基き、次の候補者を指定管理者として指定することについて、議会の議決を求める。

令和7年12月10日提出

洞爺湖町長 下道英明

1 指定管理者に管理を行わせる施設

名 称	所 在 地
洞爺いこいの家	虻田郡洞爺湖町洞爺町199番地1
洞爺水辺の里財田キャンプ場	虻田郡洞爺湖町財田6番地

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 虻田郡洞爺湖町洞爺町414番地
- (2) 名 称 洞爺産業株式会社
- (3) 代表者 代表取締役 伝 哲也

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日

議案第36号

令和7年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第3号）

令和7年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ164,935千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,740,845千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年12月10日提出

洞爺湖町長 下道英明

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15. 国 庫 支 出 金		806,757	17,440	824,197
	1. 国 庫 負 担 金	328,652	22,212	350,864
	2. 国 庫 补 助 金	465,343	△ 5,380	459,963
	3. 委 託 金	12,762	608	13,370
16. 道 支 出 金		345,276	8,995	354,271
	1. 道 負 担 金	203,421	8,958	212,379
	3. 委 託 金	21,550	37	21,587
17. 財 産 収 入		25,804	70,000	95,804
	2. 財 産 売 払 収 入	4,002	70,000	74,002
19. 繰 入 金		191,790	25,000	216,790
	1. 繰 入 金	191,790	25,000	216,790
22. 町 債		1,117,400	43,500	1,160,900
	1. 町 債	1,117,400	43,500	1,160,900
歳 入 合 計		8,575,910	164,935	8,740,845

2歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		66,054	370	66,424
	1. 議会費	66,054	370	66,424
2. 総務費		1,044,626	44,988	1,089,614
	1. 総務管理費	989,376	43,112	1,032,488
	2. 微税費	9,356	1,100	10,456
	3. 戸籍住民基本台帳費	27,746	739	28,485
	5. 統計調査費	8,123	37	8,160
3. 民生費		2,189,213	26,170	2,215,383
	1. 社会福祉費	1,265,260	19,537	1,284,797
	4. 児童福祉費	171,719	5,366	177,085
	5. 保育所費	544,423	1,267	545,690
4. 衛生費		485,035	145	485,180
	1. 保健衛生費	179,181	90	179,271
	2. 環境衛生費	68,689	55	68,744
6. 農林水産業費		239,272	8,373	247,645
	1. 農業費	150,319	1,005	151,324
	3. 水産業費	80,462	7,368	87,830
7. 商工費		279,784	1,215	280,999
	2. 観光費	225,661	1,215	226,876
8. 土木費		959,182	6,538	965,720
	2. 道路橋梁費	314,811	5,847	320,658
	6. 住宅・建築費	298,947	691	299,638
9. 消防費		512,862	172	513,034
	1. 消防費	512,862	172	513,034

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10. 教 育 費		656,039	13,397	669,436
	1. 教 育 総 務 費	123,266	3,690	126,956
	2. 小 学 校 費	204,442	145	204,587
	3. 中 学 校 費	141,877	7,819	149,696
	4. 社 会 教 育 費	85,155	△ 127	85,028
	5. 保 健 体 育 費	101,299	1,870	103,169
12. 給 与 費		1,134,356	35,620	1,169,976
	1. 給 与 費	1,134,356	35,620	1,169,976
13. 予 備 費		31,249	27,947	59,196
	1. 予 備 費	31,249	27,947	59,196
歳 出 合 計		8,575,910	164,935	8,740,845

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
洞爺水辺の里財田キャンプ場及び 洞爺いこいの家管理業務に係る 指 定 管 理 料	自 令和8年度 至 令和12年度	5,000千円

第3表 地方債補正

1. 追加

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
災害復旧事業	2,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借入れる資金について、利率見直しを行った後において は、当該見直し後の利率)	政府資金又はその他資金とし、その融資条件による。 ただし、町財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

2. 変更

(単位：千円)

起債の目的	変更前				変更後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
役場本庁舎長寿命化事業	33,200	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又はその他資金とし、その融資条件による。ただし、町財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	59,100	同左	同左	同左
学校移転改修事業	35,400	同上	同上	同上	51,000	同上	同上	同上

議案第37号

令和7年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和7年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

令和7年12月10日提出

洞爺湖町長 下道英明

第1表 歳出予算補正

1 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総務費		38,257	935	39,192
	1. 総務管理費	36,951	935	37,886
7. 諸支出金		304	351	655
	1. 償還金及び還付加算金	304	351	655
8. 予備費		5,201	△ 1,286	3,915
	1. 予備費	5,201	△ 1,286	3,915
歳 出 合 計		1,203,967	0	1,203,967

議案第38号

令和7年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和7年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,508千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,366,805千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月10日提出

洞爺湖町長 下道英明

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 国 庫 支 出 金		322,052	850	322,902
	2. 国 庫 補 助 金	115,442	850	116,292
3. 道 支 出 金		197,487	446	197,933
	2. 道 補 助 金	11,496	446	11,942
4. 支 払 基 金 交 付 金		332,427	233	332,660
	1. 支 払 基 金 交 付 金	332,427	233	332,660
6. 繰 入 金		240,706	1,979	242,685
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	217,706	1,979	219,685
歳 入 合 計		1,363,297	3,508	1,366,805

2 歲 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		30,445	882	31,327
	1. 総務管理費	21,477	882	22,359
3. 地域支援事業費		71,771	2,626	74,397
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費	23,209	866	24,075
	2. 包括的支援事業費	48,562	1,760	50,322
歳出合計		1,363,297	3,508	1,366,805

議案第39号

令和7年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和7年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ886千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ207, 553千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月10日提出

洞爺湖町長 下道英明

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 繰入金		69,897	△ 886	69,011
	1. 一般会計繰入金	69,897	△ 886	69,011
歳入合計		208,439	△ 886	207,553

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		9,518	351	9,869
	1. 総務管理費	8,803	351	9,154
2. 後期高齢者医療 広域連合納付金		197,549	△ 1,237	196,312
	1. 後期高齢者医療 広域連合納付金	197,549	△ 1,237	196,312
歳出合計		208,439	△ 886	207,553

議案第40号

令和7年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和7年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

〈支出〉 (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	294,207	0	294,207
第1項 営業費用	276,971	1,473	278,444
第2項 営業外費用	11,859	0	11,859
第3項 特別損失	1	0	1
第4項 予備費	5,376	△1,473	3,903

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	18,521	1,086	19,607

第4条 予算第10条たな卸資産の購入限度額「11,417千円」を「11,717千円」に改める。

令和7年12月10日提出

洞爺湖町長 下道英明

議案第41号

令和7年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和7年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

〈支出〉 (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 簡易水道事業費用	89,626	0	89,626
第1項 営業費用	83,134	△4,116	79,018
第2項 営業外費用	4,493	0	4,493
第3項 特別損失	1	0	1
第4項 予備費	1,998	4,116	6,114

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	11,233	△6,790	4,443

令和7年12月10日提出

洞爺湖町長 下道英明

議案第42号

令和7年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和7年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(収 入) (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業収益	681,503	2,254	683,757
第1項 営業収益	194,634	2,254	196,888
第2項 営業外収益	486,868	0	486,868
第3項 特別損失	1	0	1

(支 出) (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業費用	681,503	2,254	683,757
第1項 営業費用	658,533	2,170	660,703
第2項 営業外費用	20,347	0	20,347
第3項 特別損失	1	0	1
第4項 予備費	2,622	84	2,706

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	39,552	3,663	43,215

令和7年12月10日提出

洞爺湖町長 下道英明